

平成 23 年 4 月 28 日

競争入札により発注した工事の契約の相手方に関連工事を随意契約により発注する場合の積算について（試行）

横浜市では、本来一体不可分の工事を予算措置等の理由でやむなく数期に分割し、当初、競争入札により発注した工事（以下「前工事」という。）の請負契約の相手方と随意契約により締結する二期目以降の工事（以下「後工事」という。）があります。

このたび、契約手続きの透明性の向上及び適正な競争環境の整備、さらには工事の品質確保を図ることを目的として、前工事の発注の際に、後工事を含めた全体工事の概要（図面等）を明示したうえで、後工事の積算を前工事の落札率と連動して適用する取扱いを次のとおり試行しますので、お知らせします。

1 後工事に係る積算

後工事に係る積算において、前工事と(1)に掲げる「同一種別」に該当するものについては、(2)に掲げる「対象項目」に前工事の落札率を乗じて算定した単価（当該単価に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）を用います。

なお、一般管理費及び間接工事費の率計算による積算は、随意契約における調整計算を行います。

(1) 同一種別

「新土木工事積算体系」で体系化された種別（レベル 3）の同種別と同等のもの

(2) 対象項目

直接工事費の積上げ項目のみ（間接工事費の積上げ項目については対象外）

2 条件の明示

前工事については、入札公告において、後工事が当該試行対象工事であることを明示するとともに、設計図書の配布にあたっては、後工事の図面等も添付し、特記仕様書に後工事の積算方法等を記載します。

3 試行開始日

平成 23 年 5 月 1 日以降の入札公告又は指名を行う案件から適用します。

【問合せ先】

(公告に関すること) 総務局契約第一課
電話 045-671-2246

(積算に関すること) 都市整備局公共事業調査課
電話 045-671-4066